

横浜Jブルーウインズ 会員規約

第1章 総則

第1条(名称)

本クラブの名称は「横浜Jブルーウインズ」(以下「本クラブ」)とする。

第2条(目的)

この規約は、自ら考え行動する子供を増やすこと、ならびにスポーツの振興および子どもの健全育成・社会教育の推進を図る本クラブに入会された利用会員(以下「メンバー」)が、スポーツを楽しみながら健康維持・増進・競技力向上を図るとともに、メンバー相互の親睦と協力を密にし、メンバー全員の活動をより有意義なものにすることを目的とする。

第3条(理念)

本クラブは「Immersion, Think & Action」を理念とし、子どもが没頭し、自ら考え、自らの力で成長の一步を踏み出せる環境を提供することを使命とする。本クラブに関わる全ての大人は、この理念を理解し、子どもの最善の利益を常に優先して行動するものとする。

第2章 入会

第4条(入会資格)

本クラブの入会資格は以下のとおりとする。

- 本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承認した方。
- 暴力団関係者でない方。

3. 医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障がないと自己責任において申告された方。
4. 未成年者については、保護者（親権者または監護者）が本規約に同意した方。

第5条（入会手続き）

本クラブに入会される方は以下の手続きを行う。

1. 本クラブの入会申込みウェブページより、入会者の情報を入力し申し込む。
2. 本クラブの承認を得た後、定められる入会金・年会費と活動開始にあたっての最初の月会費の支払いをする（当日より利用可能）。
3. 未成年者が入会する場合、保護者は本規約の内容を確認の上、所定の入会同意書に署名して提出する。

第6条（未成年者に関する特則）

1. メンバーが未成年者の場合、本規約への同意および諸手続きは保護者（親権者または監護者）が代理して行うものとする。
2. 保護者間で親権・監護権に関する法的手続きが進行中の場合、本クラブは現に監護を行っている保護者の同意をもって、メンバーの活動継続を認めることができる。この場合、本クラブは子の最善の利益を優先して判断するものとする。
3. 本クラブは、保護者間の法的紛争に関する情報を、当該保護者の同意なく相手方保護者または第三者に提供しない。

第3章 会費

第7条（会費の種類）

メンバーは、別途定める本クラブの会費を、所定の方法で本クラブに支払う。会費は入会金、年会費、月会費の3種類とし、チームのユニフォーム代や遠征費、大会参加費などの活動実費は含まない。

1. 入会金：入会にかかわる事務手続きに関する費用である。
2. 年会費：メンバーシップの管理、システム利用料、連絡費、事務手続きなどに関する費用である。
3. 月会費：指導や施設利用など活動の実施にかかわる年間の費用を均等割りしたものである。

第8条(会費の返金)

1. 支払われた会費は、原則として返金しない。
 2. ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - 本クラブの都合により、1ヶ月以上活動を提供できなかった場合
 - 本クラブの重大な規約違反により、メンバーが不利益を被った場合
 3. 返金が認められる場合の金額は、未提供期間に対応する月会費相当額を基準として本クラブが定める。
-

第4章 退会・休会・除名

第9条(休会・退会)

1. メンバーは、休会・退会開始月の前月末日(末日が定休日の場合は翌営業日)までに、本クラブに所定の休会・退会届を書面で提出することにより、当該月から休会・退会することができる。
2. 前月末日を過ぎた場合は、翌々月からの休会・退会扱いとなる。
3. 休会中は会員管理費として毎月500円を徴収する。
4. 保護者間の法的手続き(離婚調停・親権争い等)が進行中の場合、本クラブは手続きの解決まで退団処理を保留することができる。この場合、本クラブは速やかにその旨をメンバーの監護保護者に書面で通知する。
5. 休会を解除する際は、本クラブにその旨連絡し、承認を得ることとする。休会前に在籍していたカテゴリーへの復帰を原則とするが、当該カテゴリーの人数状況その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
6. 小学校6年生の3月末日をもって、前2項の規定にかかわらず、自動的に退会扱いとする。

第10条(除名)

本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合、段階的処分(口頭注意→書面警告→資格停止→除名)を経た上で、メンバー資格の一時停止または除名をすることができる。ただし、重大な違反の場合はこの限りではない。

1. 本クラブの定める会費・諸経費につき3ヶ月以上滞納したとき(除名の場合も除名以前の会費・諸経費は全て納入していただく)。
2. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
3. 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。

4. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
5. メンバーとして品位を損なうと認められる非行があり、書面による警告を2回以上受けた後も改善がみられなかったとき。
6. その他本クラブが社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

【子どもメンバーの除名に関する特則】メンバーが未成年者の場合、除名の判断は子の最善の利益を最優先に考慮するものとし、除名に先立ち保護者への説明および弁明の機会を付与する。

第11条(メンバー資格の喪失)

メンバーは、退会、除名、死亡および失踪宣言を受けたとき、その資格を失う。

第12条(メンバー資格の譲渡禁止)

メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡することはできない。

第5章 活動・安全管理

第13条(活動中の安全配慮)

1. 本クラブは、メンバーが安全に活動できるよう、合理的な範囲で安全配慮義務を負う。
2. 指導者は、活動開始前に施設・用具の安全点検を行い、危険が認められる場合は活動を中止または変更する。
3. 気温35度以上または暑さ指数(WBGT)が31以上の場合、屋外活動を原則中止とする。

第14条(事故発生時の対応)

1. 活動中に事故・負傷が発生した場合、指導者は直ちに応急処置を行い、必要に応じて救急車を手配するとともに、速やかに保護者に連絡する。
2. 本クラブは、事故発生後14日以内に書面による事故報告書を作成し、当該メンバーの保護者に提出する。
3. 事故の状況(発生日時・場所・原因・負傷内容・対応内容)は詳細に記録し、5年間保管する。

第15条(緊急時の医療処置)

活動中にメンバーが緊急の医療処置を要する場合、本クラブは保護者への連絡を優先して試みる。連絡が取れない場合は、指導者の判断により必要な応急処置・救急搬送を行うことができる。保護者はあらかじめこれに同意するものとする。

第16条(事故に関する責任範囲)

1. メンバーならびに本クラブにおいて指導をサポートする保護者(以下「BWパートナー」)は、本クラブの活動に際し、本クラブの諸規定および施設管理者・指導者の指示に従い活動するものとする。
2. 本クラブは、メンバーならびにBWパートナーが活動中に生じたケガや障害については、スポーツ保険による保障を行う。
3. 本クラブまたは指導者の故意もしくは重大な過失により損害が生じた場合は、前項の定めにかかわらず、本クラブはその損害を賠償する責任を負う。
4. メンバーの同伴者(保険未加入者)の事故等については、本クラブは責任を負わない。
5. 活動中の盗難・紛失等については、本クラブの管理上の過失がある場合を除き、本クラブは責任を負わない。

第17条(保険)

1. 本クラブは、全メンバーおよびBWパートナーをスポーツ安全保険(別途指定)に加入させる。保険内容の詳細は別紙保険概要書を参照のこと。
2. 遠征・移動において保護者の自家用車を使用する場合、当該保護者は有効な自動車任意保険(対人賠償・同乗者保障を含む)に加入していることを確認した上で参加するものとする。
3. 会費滞納により除名となった場合、除名日以降の保険加入が失効することを本クラブは保護者に事前に通知する。

第18条(施設の休業・廃止)

本クラブは、次のような事由により活動の一部または全部を一時的に停止することがある。この場合、本クラブの責に帰すべき事由がない限り、メンバーに対する補償は原則行わない。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
 2. 施設の改築または補修工事实施のとき。
 3. 学校開放施設利用の活動が学校行事などにより使用できなくなったとき。
 4. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化、その他のやむを得ない事由が発生したとき。
-

第6章 ハラスメントの禁止と子どもの権利保護

第19条(ハラスメントの禁止)

1. 指導者、BWパートナーおよび全メンバーは、会員(子ども)に対する以下の行為を一切禁止する。
 - 身体的暴力:叩く・蹴る・投げる等の身体的接触を伴う暴力行為
 - 言語的ハラスメント:罵倒・人格否定・継続的な叱責・侮辱的発言
 - 精神的ハラスメント:無視・排除・脅迫的発言・過度なプレッシャー
 - 性的ハラスメント:不必要な身体接触・性的発言・プライバシー侵害
2. 指導者は、子どもの尊厳を尊重した指導を行うものとし、たとえ指導目的であっても前項の行為は認められない。
3. 違反した者に対しては、第10条に基づく処分を行う。指導者の場合は、即時の活動停止を含む措置を取ることができる。

第20条(ハラスメントの通報と対応)

1. メンバーまたは保護者は、ハラスメントを受けた場合または目撃した場合、本クラブの所定の窓口で報告することができる。
2. 本クラブは、報告を受けた場合、速やかに事実確認を行い、被害者の保護を最優先として対応する。
3. 通報者が不利益な取扱いを受けないよう、本クラブはその保護に努める。
4. 重大なハラスメントが確認された場合、本クラブは必要に応じて警察・児童相談所への通告を行う。

第21条(子どもの権利の尊重)

1. 本クラブは、国連子どもの権利条約の精神に基づき、全ての子どもメンバーの権利を尊重する。
 2. 活動内容・チーム方針に関して、子どもメンバーが意見を述べる機会を設けるよう努める。
 3. 本クラブは、子どもメンバーの日常生活・学校生活・家庭状況に関する情報を、必要な範囲を超えて収集・共有しない。
-

第7章 個人情報の保護

第22条(個人情報の収集範囲)

本クラブが収集する個人情報は以下の範囲に限定する。

1. 氏名・生年月日・住所・緊急連絡先
2. 学校名・学年
3. 健康状態・アレルギー・持病(緊急対応目的のみ)
4. 保護者情報(氏名・連絡先)
5. スポーツ保険加入に必要な情報

第23条(個人情報の利用目的)

収集した個人情報の利用目的は以下に限定する。

1. 活動の連絡・運営管理
2. スポーツ保険の加入・請求手続き
3. 大会・連盟への登録手続き
4. 緊急時の連絡・医療対応
5. 本クラブの広報活動(写真・動画の使用については第24条による)

第24条(写真・動画の取り扱い)

1. 本クラブが活動中に撮影した写真・動画をウェブサイト・SNS・印刷物等の広報に使用する場合は、入会時に保護者の書面による同意を得るものとする。
2. 保護者は、同意した後であっても、書面による申し出により、いつでも同意を撤回することができる。撤回後は速やかに該当するコンテンツの使用を停止する。
3. 氏名・学校名・住所等の個人を特定できる情報を写真・動画と合わせて公開しない。
4. 保護者が個人的に撮影した写真・動画をSNS等に投稿する場合、他のメンバーが写り込んでいる場合は当該保護者の同意を得るものとする。

第25条(個人情報の管理)

1. 個人情報は鍵付きのファイルまたはパスワード保護されたデータで管理し、権限を持つ者のみがアクセスできるものとする。
2. 退団したメンバーの個人情報は、退団後1年以内に適切な方法で消去・廃棄する。

3. 個人情報漏洩した場合、本クラブは速やかに対象の保護者に通知し、再発防止策を講じる。
 4. 本クラブが得た個人情報は、第23条に定める利用目的以外に使用してはならない。
-

第8章 BWパートナー（保護者スタッフ）

第26条（BWパートナーの定義と役割）

1. BWパートナーとは、本クラブの活動において指導をサポートするボランティアの保護者をいう。
2. BWパートナーは本クラブの活動方針および指導者の指示に従い、子どもの安全と活動の円滑な運営をサポートする。

第27条（BWパートナーの行動規範）

1. BWパートナーは、第19条に定めるハラスメントの禁止規定を遵守する。
 2. BWパートナーは、知り得た他のメンバーの個人情報を第三者に漏らしてはならない。
 3. BWパートナーは、指導者の許可なく独断で指導・判断を行わない。
 4. BWパートナーが活動中に他のメンバーまたは第三者に損害を与えた場合、本クラブは使用者としての責任を負う場合がある。本クラブは、BWパートナーが本規約および指示に従って行動している限り、その活動を支援する。
-

第9章 変更事項・規約の改定

第28条（変更事項の届出）

メンバーは、住所または連絡先等の入会申込記入事項に変更があった場合は、速やかに本クラブに通知しなければならない。

第29条（規約の改定）

1. 本規約の改定および変更は本クラブが定めるところによるものとし、その効力は全てのメンバーならびにBWパートナーに及ぶものとする。
2. 規約を改定する場合、本クラブは改定内容を書面またはウェブサイトにて事前に周知するものとする。

3. 重大な変更を伴う改定の場合、施行の1ヶ月前までに全メンバーに通知する。

第10章 細則・附則

第30条(細則)

本規約に定めていない事項および業務遂行上必要な細則は、本クラブが定めるものとする。以下の細則を別途定める。

1. 指導者行動規範
2. ハラスメント通報・対応細則
3. 遠征・移動に関する細則
4. 緊急時対応マニュアル
5. 個人情報管理細則
6. 会費・費用に関する細則

第31条(附則)

本規約は2023年1月に制定し、2025年8月に改定した後、2026年3月に以下の点を中心に改定した。

主な改定内容:

- 第3条(理念条項)の新設
- 第6条(未成年者に関する特則)の新設
- 第8条(会費の返金)の修正(消費者契約法対応)
- 第10条(除名)における段階的処分手順の明確化
- 第13～15条(安全管理・事故対応)の新設
- 第16条(事故責任)における故意・重過失免責の修正
- 第17条(保険)の詳細化
- 第19～21条(ハラスメント禁止・子どもの権利)の新設
- 第22～25条(個人情報保護)の大幅改訂
- 第26～27条(BWパートナー行動規範)の新設
